

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月12日
【四半期会計期間】	第24期第1四半期（自平成29年3月1日至平成29年5月31日）
【会社名】	株式会社I D O M
【英訳名】	IDOM Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽鳥 由宇介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	(03)5208 - 5503
【事務連絡者氏名】	財務・IRチームリーダー 松本 雅之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	(03)5208 - 5503
【事務連絡者氏名】	財務・IRチームリーダー 松本 雅之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第1四半期連結 累計期間	第24期 第1四半期連結 累計期間	第23期
会計期間	自平成28年 3月1日 至平成28年 5月31日	自平成29年 3月1日 至平成29年 5月31日	自平成28年 3月1日 至平成29年 2月28日
売上高 (百万円)	66,192	71,130	251,516
経常利益 (百万円)	1,173	903	4,160
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	732	457	2,247
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	539	124	2,611
純資産額 (百万円)	38,278	39,097	39,581
総資産額 (百万円)	108,419	122,871	114,047
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	7.22	4.51	22.17
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	4.51	22.16
自己資本比率 (%)	34.3	31.1	33.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

3. 第23期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等

当第1四半期連結累計会計期間（平成29年3月1日～平成29年5月31日）における全直営店の小売台数は、32,947台と前年同期比40.8%増となりました。展示販売店舗の店舗数の増加とガリバー展示販売モデル（従来と比べ小売単価・粗利を引き下げつつも小売台数を増加させることを狙った新たな取り組み）の展開が寄与しました。

販売費及び一般管理費は、展示販売店舗の増加に伴う店舗運営費用などが増加しました。

平成29年3月15日開示の「シンジケートローン契約締結のお知らせ」に記載するシンジケートローン締結に伴い、アレンジャーである金融機関に対しアレンジメントフィーを支払い、当該費用は一括して営業外費用・支払利息に計上しました。

西オーストラリア地域における新車市場が、前年同期を下回る状況となったため、豪州事業は減収減益となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計会計期間の実績は、売上高71,130百万円（前年同期比7.5%増）、営業利益1,243百万円（前年同期比0.2%減）、経常利益903百万円（前年同期比23.0%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益457百万円（前年同期比37.5%減）となりました。

地域セグメント別の業績は以下のとおりです。

日本

売上高60,562百万円（前年同期比11.4%増）、セグメント利益（営業利益）1,569百万円（前年同期比16.4%増）となりました。小売台数の増加に伴い増収増益となりました。

豪州

売上高10,184百万円（前年同期比10.8%減）、セグメント損失（営業損失）232百万円（前年同期は5百万円のセグメント損失）となりました。西オーストラリア地域における新車市場は、前年同期を下回る状況となったため減収減益となりました。

(2) 財政状態の状況

[資産の部]

当第1四半期連結会計期間末の資産の部合計は、122,871百万円（前期末比7.7%増）となりました。

流動資産は、現金及び預金が増加（前期末比13,279百万円増）した一方、商品が減少（前期末比4,823百万円減）したことなどにより、72,739百万円（前期末比14.1%増）となりました。

固定資産は、建物及び構築物が増加（前期末比884百万円増）した一方、建設仮勘定が減少（前期末比596百万円減）したこと、のれんが減少（前期末比444百万円減）したことなどにより、50,131百万円（前期末比0.3%減）となりました。

[負債の部]

当第1四半期連結会計期間末の負債の部合計は、83,773百万円（前期末比12.5%増）となりました。

流動負債は、短期借入金が増加（前期末比2,066百万円増）したこと及び買掛金が増加（前期末比1,108百万円増）したことなどにより、26,981百万円（前期末比8.5%増）となりました。

固定負債は、長期借入金が増加（前期末比11,911百万円増）したことなどにより、56,792百万円（前期末比26.3%増）となりました。

[純資産の部]

当第1四半期連結会計期間末の純資産の部合計は、利益剰余金が増加（前期末比151百万円増）したことや為替換算調整勘定が増加（前期末比260百万円増）したことなどにより、39,097百万円（前期末比1.2%増）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年7月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	106,888,000	106,888,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	106,888,000	106,888,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成29年3月1日～ 平成29年5月31日		106,888		4,157		4,032

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,480,300	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 101,381,600	1,013,816	同上
単元未満株式	普通株式 26,100	-	同上
発行済株式総数	106,888,000	-	-
総株主の議決権	-	1,013,816	-

【自己株式等】

平成29年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社I D O M	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング	5,480,300	-	5,480,300	5.13
計	-	5,480,300	-	5,480,300	5.13

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,337	27,616
受取手形及び売掛金	4,655	4,650
商品	41,333	36,510
繰延税金資産	785	1,026
その他	2,717	2,988
貸倒引当金	64	53
流動資産合計	63,765	72,739
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	29,766	30,997
減価償却累計額	10,134	10,481
建物及び構築物(純額)	19,632	20,515
車両運搬具	312	207
減価償却累計額	100	117
車両運搬具(純額)	212	89
工具、器具及び備品	4,097	4,153
減価償却累計額	3,088	3,167
工具、器具及び備品(純額)	1,009	985
土地	218	218
建設仮勘定	961	365
有形固定資産合計	22,033	22,175
無形固定資産		
ソフトウェア	3,201	3,208
のれん	9,687	9,242
その他	4,024	3,812
無形固定資産合計	16,914	16,263
投資その他の資産		
投資有価証券	40	32
関係会社株式	247	250
長期貸付金	229	227
敷金及び保証金	5,033	5,157
建設協力金	5,214	5,271
繰延税金資産	361	379
その他	533	712
貸倒引当金	325	339
投資その他の資産合計	11,334	11,692
固定資産合計	50,281	50,131
資産合計	114,047	122,871

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,317	11,210
短期借入金	3,408	1,342
1年内返済予定の長期借入金	-	55
未払金	3,885	3,432
未払法人税等	679	812
前受金	4,228	3,633
預り金	383	400
賞与引当金	651	87
商品保証引当金	1,149	1,187
その他の引当金	175	189
その他	2,602	4,628
流動負債合計	29,483	26,981
固定負債		
長期借入金	40,774	52,686
長期預り保証金	529	510
役員退職慰労引当金	188	-
資産除去債務	1,866	1,914
繰延税金負債	1,127	1,069
その他の引当金	425	419
その他	70	192
固定負債合計	44,983	56,792
負債合計	74,466	83,773
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,157	4,157
資本剰余金	4,032	4,032
利益剰余金	33,821	33,670
自己株式	3,947	3,947
株主資本合計	38,063	37,912
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	578	318
その他の包括利益累計額合計	578	318
新株予約権	5	5
非支配株主持分	934	860
純資産合計	39,581	39,097
負債純資産合計	114,047	122,871

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 3月 1日 至 平成28年 5月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 3月 1日 至 平成29年 5月31日)
売上高	66,192	71,130
売上原価	51,184	55,041
売上総利益	15,007	16,088
販売費及び一般管理費	13,761	14,845
営業利益	1,245	1,243
営業外収益		
受取利息	14	12
受取損害賠償金	35	-
保険金収入	4	7
その他	53	12
営業外収益合計	107	32
営業外費用		
支払利息	113	248
為替差損	22	46
持分法による投資損失	-	69
その他	44	7
営業外費用合計	180	372
経常利益	1,173	903
特別利益		
固定資産売却益	11	0
特別利益合計	11	0
特別損失		
固定資産除却損	22	84
役員退職慰労金	110	-
貸倒引当金繰入額	-	14
その他	0	2
特別損失合計	133	101
税金等調整前四半期純利益	1,050	802
法人税、住民税及び事業税	614	711
法人税等調整額	258	271
法人税等合計	356	440
四半期純利益	694	362
非支配株主に帰属する四半期純損失 ()	37	95
親会社株主に帰属する四半期純利益	732	457

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)
四半期純利益	694	362
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	154	245
持分法適用会社に対する持分相当額	-	7
その他の包括利益合計	154	237
四半期包括利益	539	124
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	598	197
非支配株主に係る四半期包括利益	58	73

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前第1四半期連結累計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険金収入」は、営業外収益の総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前第1四半期連結累計期間の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた57百万円は、「保険金収入」4百万円、「その他」53百万円として組替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

この適用指針の適用による影響はありません。

(役員退職慰労引当金の廃止)

当社は、平成29年5月30日開催の第23回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議しております。

これに伴い、当社の「役員退職慰労引当金」の金額を取り崩し、打切りの支給額の未払い分192百万円を長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)
広告宣伝費	2,126百万円	2,130百万円
業務委託料	484	574
給料手当	3,622	4,310
賞与引当金繰入額	24	29
減価償却費	697	738
地代家賃	1,901	2,404

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)
減価償却費	697百万円	738百万円
のれんの償却額	125百万円	128百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成28年3月1日至平成28年5月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	507	5.00	平成28年2月29日	平成28年5月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の
末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年3月1日至平成29年5月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月30日 定時株主総会	普通株式	608	6.00	平成29年2月28日	平成29年5月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の
末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第1四半期連結累計期間(自平成28年3月1日至平成28年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	豪州	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
売上高						
外部顧客に対する売上高	54,369	11,413	408	66,192	-	66,192
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	54,369	11,413	408	66,192	-	66,192
セグメント利益又は損失()	1,347	5	27	1,370	124	1,245

(注)1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 124百万円には、セグメント間取引消去1百万円及びのれん償却額 125百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

・当第1四半期連結累計期間(自平成29年3月1日至平成29年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	豪州	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
売上高						
外部顧客に対する売上高	60,562	10,184	383	71,130	-	71,130
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	60,562	10,184	383	71,130	-	71,130
セグメント利益又は損失()	1,569	232	28	1,365	121	1,243

(注)1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 121百万円には、セグメント間取引消去7百万円及びのれん償却額 128百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	7円22銭	4円51銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	732	457
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(百万円)	732	457
普通株式の期中平均株式数(千株)	101,407	101,407
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	4円51銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百 万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成29年7月12日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第6回、第7回及び第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしました。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成29年7月31日
(2)	発行新株予約権数	第6回 3,000個、第7回 5,000個、第8回 12,000個
(3)	発 行 価 額	第6回 300,000円（新株予約権1個につき100円） 第7回 500,000円（新株予約権1個につき100円） 第8回 1,200,000円（新株予約権1個につき100円） 総額 2,000,000円
(4)	当該発行による潜在株式数	2,000,000株（新株予約権1個につき100株）
(5)	資金調達の額	総額1,536,000,000円（差引手取概算額：1,528,500,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,000,000円 新株予約権行使による調達額：1,534,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	各回号 1株当たり767円（固定）
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	受託者塚本拓也に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の現在及び将来の取締役（社外取締役を除きます。）及び従業員（以下「当社役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の上昇を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されている税制適格ストックオプション及び有償新株予約権を用いたインセンティブプランではなく、本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員を対象として、本新株予約権の分配時点までの期間における当社役職員ごとの当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役職員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。

(8)	そ の 他	<p>< 第 6 回新株予約権の主な行使条件 ></p> <p>受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下「受益者」という。）は、平成30年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本第6回新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本第6回新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第6回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本第6回新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(a)100億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第6回新株予約権のうち90%</p> <p>(b)112億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第6回新株予約権のうち95%</p> <p>(c)136億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第6回新株予約権のうち100%</p> <p>< 第 7 回新株予約権の主な行使条件 ></p> <p>受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下「受益者」という。）は、平成31年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本第7回新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本第7回新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第7回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本第7回新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(a)136億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第7回新株予約権のうち90%</p> <p>(b)155億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第7回新株予約権のうち95%</p> <p>(c)175億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第7回新株予約権のうち100%</p> <p>< 第 8 回新株予約権の主な行使条件 ></p> <p>受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下「受益者」という。）は、平成33年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本第8回新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本第8回新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(a)200億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第8回新株予約権のうち70%</p> <p>(b)225億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第8回新株予約権のうち85%</p> <p>(c)250億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第8回新株予約権のうち100%</p>
-------	-------	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、吉田行宏氏を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、塚本拓也（以下「塚本氏」といいます。）を受託者（以下「本受託者」といいます。）とする時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、本インセンティブプランを実施いたします。なお、吉田行宏氏は、創業期以来当社の経営陣の中核を担い続け、平成24年に退任した当社の元取締役であり、「古巣の役職員にお世話になった恩返しがあれば」との同氏のご厚意から本インセンティブプランにおいて、委託者となることにつき快諾を頂いております。

本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、3つの以下のプランによって構成されます。

本信託契約上のプランの名称	新株予約権と個数	人事評価期間	新株予約権交付日	新株予約権の行使期間
IDOM2018 (追加分)	第6回新株予約権 (3,000個)	平成29年2月期 ～平成30年2月期	平成30年5月31日	平成30年6月1日 ～平成33年5月31日
IDOM2019	第7回新株予約権 (5,000個)	平成30年2月期 ～平成31年2月期	平成31年5月31日	平成31年6月1日 ～平成34年5月31日
IDOM2021 (追加分)	第8回新株予約権 (12,000個)	平成31年2月期 ～平成33年2月期	平成33年5月31日	平成33年6月1日 ～平成36年5月31日

なお、本インセンティブプランは、平成28年10月13日提出に係る有価証券届出書において開示された第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行を伴うインセンティブプラン（「IDOM2018」及び「IDOM2021」。以下「前インセンティブプラン」といいます。）の追加分との位置付けであり、以下の「IDOM2018（追加分）」と「IDOM2021（追加分）」は、新たな号の新株予約権を別途発行するものでありますが、その人事評価期間、新株予約権交付日及び行使期間は前インセンティブプランと同一のものであります。他方、本インセンティブプランでは「IDOM2018(追加分)」と「IDOM2021(追加分)」の間に「IDOM2019」というプランが追加されたほか、これらのプランにおいては、前インセンティブプランにおいて交付対象となっていた当社の取締役及び従業員のほか、新たに当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員が交付対象として加えられております。また、「IDOM2019」は「IDOM2018(追加分)」及び「IDOM2021(追加分)」と人事評価期間が部分的に重複しておりますが、これは当社の掲げる中期経営計画の達成のためにはより短期的に当社の子会社・関連会社も含めた当社役職員のモチベーションの惹起が重要と考え、改めて設定を行うものであります。

本インセンティブプランを実施するため、本委託者は、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してその手許資金を信託し、本受託者は、その資金を用いて、当社が平成29年7月12日付取締役会において発行を決議した本新株予約権を引受け、その発行価額の総額を払い込むことで本新株予約権を取得します。

そして、このようにして本受託者が取得した本新株予約権のうち、(1)第6回新株予約権に関しては、インセンティブプラン「IDOM2018(追加分)」を通じて平成30年5月31日付で確定する受益者に対して、(2)第7回新株予約権に関しては、「IDOM2019」を通じて平成31年5月31日付で確定する受益者に対して、(3)第8回新株予約権に関しては、「IDOM2021(追加分)」を通じて平成33年5月31日付で確定する受益者に対して、信託契約の定めに従って、それぞれ交付されることとなります。

受益者に対する具体的な配分に関しては、予め定められる交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に基づいて、取締役会にて確認された人事評価の基礎となる事実をもとに、社外取締役及び監査役によって構成される評価委員会が、本新株予約権の交付を受けられる当社役職員の範囲とそれぞれの者に対する付与数を決定します。

即ち、当社は、今後、随時開催される評価委員会において当社役職員のうち過去の功績等に照らして、引き続き当社等の業績向上に対して重責を果たす経営幹部に相当する者、及び中途採用者のうち今後当社等の業績向上に対して著しく活躍が期待される者（以下「追加候補者」といいます。）を選別し、追加候補者に対して交付されるべき本新株予約権の基準となる数量（以下「インセンティブパッケージ」といいます。）を仮決定いたします。そして、当社評価委員会は、追加候補者の企業業績達成に向けた貢献度を継続的に評価し、信託期間満了日に、インセンティブパッケージの0%から120%の間で各人に対する交付数量を最終的に決定いたします。

また、当社評価委員会は、併せて追加候補者でない当社役職員に対しても、連結業績への貢献実績や 企画推進・新規事業開発・管理マネジメントのいずれかにおける成果等の継続的な評価を行い、特に評価が高い者に限り、毎事業年度に評価結果に従ってポイントを付与します。そして、当社評価委員会は、信託期間満了日に、ポイントを保有している者に対して、各人が信託期間満了日までの期間中に獲得したポイント数に応じて、本新株予約権のうち追加候補者に交付されないものの配分を決定いたします（本インセンティブプランの詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。

このように、当社が今般採用いたしました本インセンティブプランは、当社役職員のうち特に経営幹部に相当する者及び今後活躍が期待される中途採用者については具体的な会社業績への貢献を要求しつつ、その他の者に対しても意欲的に個人としての業績貢献を要求するものであり、当社役職員ごとのポジションと貢献度に応じて、定められた将来の分配時期において本新株予約権の交付対象者とその者に対する交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されている税制適格ストックオプションや有償新株予約権を用いた従来のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならないなどの課題がありました。これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、人事評価期間中の当社役職員の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される従業員に対しても本新株予約権を分配することが可能となるなど、従来のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。また、結果的に、限られた個数の本新株予約権を当社役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、本新株予約権には、それ自体に業績達成条件が設定されており、営業利益に関する3段階の業績目標を定めることで、IDOM2018(追加分)、IDOM2019、IDOM2021(追加分)についてそれぞれ平成30年2月期、平成31年2月期、平成33年2月期における業績の達成に向けた当社役職員の貢献意欲のより一層の向上を図ることができるように設計されております。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

< 本信託契約の概要 >

名称	時価発行新株予約権信託設定契約 (IDOM2018(追加分)・IDOM2019・IDOM2021(追加分))
委託者	吉田行宏
受託者	塚本拓也
受益者	各信託期間満了日に受益者として指定された者 (受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	平成29年7月24日
信託期間満了日	IDOM 2018(追加分) 平成30年5月31日 IDOM 2019 平成31年5月31日 IDOM 2021(追加分) 平成33年5月31日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者確定手続	本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社役職員のうち受益者として指定された者を受益者とし、各人の本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための具体的な基準は、信託契約日である平成29年7月24日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社役職員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記< 信託の内容 >に記載の通りです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,536,000,000円	7,500,000円	1,528,500,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、本第6回新株予約権、本第7回新株予約権及び本第8回新株予約権（以下「本新株予約権」と総称します。）の払込金額の総額（合計2,000,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（合計1,534,000,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社の子会社・関連会社の現在及び将来の取締役（社外取締役を除きます。）及び従業員（以下「当社役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は本新株予約権の交付を受けた当社役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 7月12日

株式会社 I D O M

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小野 潤 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 I D O Mの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 I D O M及び連結子会社の平成29年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。